

横浜市立名瀬中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月26日策定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法律2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいい、「いじめ」の意味を広くとらえる。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

- ①いじめはどの集団、どの学校、どの子にも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害の案件であるという認識をもつ。
- ②いじめの無い子ども社会の実現に向け、学校は保護者、地域、それぞれの役割を認識、自覚し、相互協力して活動する。そのために、生徒の自尊感情を高め、自他ともにその存在を尊重する生徒の育成に取り組む。
- ③特定の子供や立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む意識をもつ。
- ④子供は自らが推進者であることを自覚させ、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) いじめ事案に対して、「いじめ防止対策委員会」が中核となり組織的に取り組む。また、当委員会は定期的（月に1度以上）に開き、校長等の責任者は組織的に対応方針を決定し、記録を作成、進捗管理する。担任や一部の教職員が抱えることがないように努める。

①組織の構成員

校長、副校長、~~教務主任~~、学年主任、生徒指導専任、生徒指導部長、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、（該当生徒の学級担任）等、柔軟な組織とする。

②組織の役割

- (ア) いじめに関する情報収集や記録、対応に関する役割分担の中核となる。
- (イ) いじめであるかの判断をする。
- (ウ) いじめ解消の判断をする(3-(3)-③)
- (エ) 重大事態が起こった場合は、調査の中核となる。
- (オ) 学校基本方針の策定と検証(PDCA)を行う。
- (カ) 校内研修の推進を助け、教職員の資質向上に向けた共通理解を図る。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止

…生徒が自らいじめを自分たちの問題として主体的に話し合う機会を積極的に設け支援する。

①人権・道徳教育の充実

- (ア) 公開道徳授業を実施（1回／年）する。
- (イ) いじめに関する内容を道徳の年間指導計画に組み入れ指導する。
- (ウ) インターネット（SNS等）上におけるいじめ及びトラブル防止に関する指導啓発の機会を全校、各学年で年各1回以上もつ。

②「わかる・楽しい授業」の実践

- (ア) 言語活動の充実をめざし、主体的に学習に取り組みながら互いに認め合う生徒を育てる。
- (イ) 家庭学習の習慣を定着させ、学習意欲の向上を図る。
- (ウ) 学校全体で学習上守るべき学習規律を身につける。

③人との関わりを重視した体験活動の充実

- (ア) 学校行事や地域行事、異校種交流を積極的に行い、自尊感情や自己有用感、人と関わる喜び

を感じる指導を推進する。

(イ) 学校行事をはじめ教育活動全体で人との関わりや思いやり、助け合い、規範意識を育てる。

(ウ) 失敗を認め合える学級集団に育てる。

(エ) 各委員会、部活動などで主体的に挨拶運動に取り組む。

(2) いじめの早期発見・早期対応

防止対策委員会を中心に、いじめの積極的認知に努める。

①いじめの実態調査

(ア) 定期的な生徒の実態調査を5月、10月、12月、2月に実施(4回/年)する。

(イ) 学級日誌の記述、態度や会話などからいじめの兆候を見極める。教職員は常にアンテナを高く持ち、いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに防止対策委員会において報告・相談し、組織的な対応につなげる。

②教育相談体制の充実

(ア) スクールカウンセラーの活用を生徒や家庭に周知し、相談しやすい環境づくりと相談体制を整える。

(イ) 「なんでもトーク」を定期的実施するなど教育相談機会を充実させ、生徒の状況を日々把握し、早期発見につなげる。

(3) 適切な対処・措置

①生徒との信頼関係の確立

(ア) 各生徒の良さを認め、褒め、励まし、伸ばすことを基本とした指導を推進する。

(イ) 一日を通して授業以外でも生徒との会話機会をもつことに努め、教職員が生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

(ウ) 教職員一人ひとりが人権尊重意識を強くもち、その言動が差別につながったりしないように十分注意して、生徒に範を示すことを心がける。

②保護者との信頼関係の確立

(ア) 学校・学年行事での保護者、ボランティアと教職員がともに生徒の活動や状況を見守り、情報の交換を行う。

(イ) いじめ根絶を保護者会の話題とし、学校だより等でいじめ防止の啓発を図る。

(ウ) 学校・家庭・地域の役割と責任を自覚し地域ぐるみでいじめ根絶の機運を高める。

③いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3カ月以上止んでいる」「当該生徒が心身の苦痛を感じていない」ことの少なくとも2つの要件が満たされていることが本人や保護者との面談等で認められた場合、解消とする。

④特に配慮が必要な生徒

次の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒に対し、適切な支援、保護者の連携、周囲の生徒への指導を組織的に行う。

○発達障害を含む、障害のある生徒

○海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒

○性的指向・性自認など(いわゆるLGBTQ)に係る生徒

○東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故その他により避難している生徒

(4) 研修ほか

①校内研修の充実

いじめ防止に向け教職員の資質の向上を図る。

(ア) いじめ防止の基本的理解として、生徒理解に関する研修を計画的に行う。

(イ) 4月に生徒の情報交換を全教職員で行い、共通理解を図る。

(ウ) 年度初めに小中連携の一環として、小学校時の担任と新1年担任との情報交換を行う。

(エ) 人権講演会後、いじめ防止の小中合同研修会を行う。

(オ) 定期的な調査を行い、生徒の状況把握と情報の共有化を図り、対応を確認する。

(カ) 言語活動の充実を目指した授業改善を全教科で推進し、互いの考えや立場を認め合う意識の向

上を図る。

②年間活動計画 ※いじめ防止対策委員会は毎月（定例）+必要に応じて臨時で開催

月	活 動 内 容
4月	なんでもトーク①
5月	「いじめ発見のための生活アンケート」実施（記名式） なんでもトーク② ブロック連絡会
6月	なんでもトーク③
7月	第一学年一斉道徳 「情報モラル指導(ネットに潜む危険性について)」 ブロック子ども会議 Y-P アセスメント
8月	戸塚区子ども会議 ブロック連絡会
9月	なんでもトーク④ ブロック連絡会
10月	学校生活についてのアンケート 全校一斉道徳 ブロック連絡会
11月	なんでもトーク⑤
12月	いじめに関するアンケート Y-P アセスメント
1月	なんでもトーク⑥
2月	なんでもトーク⑦ ブロック連絡会
3月	防止対策委員会にて1年間の振り返り（次年度へ向けて）

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

(2) 重大事態の判断

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態と探知したら、速やかに対処方針を共有する。

(3) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(4) 重大事態の調査及びその主体

- ①学校主体の場合は、原則として「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
- ②学校主体の調査では、十分な結果が得られない、学校での教育活動に支障がある場合には、教育委員会において調査を実施する。その場合は「横浜市いじめ問題専門委員会」が調査を行う。

(5) 生徒・保護者・教育委員会への報告

いじめの受けた生徒・保護者へは、調査によって明らかになった事実関係について説明する。ただし、他の生徒の個人情報に十分配慮し適切に情報を提供する。また、調査結果は教育委員会に報告し、教育委員会は市長へ報告する。

(6) 重大事態の連携

いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報するなど、関係機関、専門機関と連携する。

5 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。

令和4年2月25日 改訂

令和5年4月 1日 改訂